

## 「自治基本条例案」に対する意見と市の考え方

### 1 意見募集期間

平成19年5月16日（水）～平成19年6月5日（火）

### 2 意見の提出者数及び意見件数

11件（4名）

（内訳）

区分	人 数	意見件数
郵送	0	0
FAX	2	4
電子メール	2	7
持参	0	0
合計	4	11

### 3 意見の反映状況

区分	意見件数
A：意見を反映し、条例案の修正・追加をおこなったもの	2
B：条例案の中に意見の趣旨が含まれているもの	3
C：意見を反映できなかったもの	5
D：その他	1
合計	11

### 4 意見の内容と市の考え方

#### 前文について

	意見の内容	市の考え方
1	<p>「市民を主体とした参加と協働による自治の実現」の表現中、「協働」が「市民の協働」なのか「市との協働」なのか不明。第6章の1の(1)の記述を見ると「市との協働」と読めるが、そうであれば「協働」の表現は削除すべきである。</p> <p>理由</p> <p>条例の「自治」の基本的な主体は、「市民」すなわち“地域住民”とするべき。「市」は、自治の推進主体である「市民」及びその組織体に権限、財源を委譲し、支援を行う立場とすべき。（協働的立場ではない。）</p>	<p>地方自治を考えた場合、市民の意思に基づき施策を行う住民自治と市が責任をもって事務を行う団体自治という概念があります。</p> <p>地方分権の進展や、社会経済情勢の変化に的確に対応するために、市民との協働によるまちづくりが大切と考え基本原則の一つに協働を規定しています。</p> <p>本案では、まちづくりのために、市民や市が、それぞれの役割や責任のもとで、課題の解決に向け共に考え方行動することを「協働」と考えています。</p>

## 第2章 基本原則について

	意見の内容	市の考え方
2	<p>「市民及び市は、それぞれの役割及び責任を自覚し、知恵を出し合いお互いの協働によりまちづくりを進めることを原則とします。」中、「協働により」を削除すべき。</p> <p>理由</p> <p>条例の全体的構成からは、まちづくりの主体は市民である。市は、市民と「協働」的な立場ではない。</p>	1と同じ考え方です。
3	<p>熊谷市自治という場合、この案で「魅力的な地域社会を築く」ために、「役割を分担し協力し」「市民を主体とした参加と協働による自治の実現」としている。</p> <p>基本となる自治の単位は曖昧であるが、個の参加による自治を前提に小さな自治組織が考えられる。直接民主主義が前提になる自治組織である。それは、自立した人格を持った個人（基本的人権・主権を持った個人）の集合体である。</p> <p>こうした前提に立つと、この案の文言には曖昧な表現が多い。参加は参画に。自治の推進は確立に。務めますという表現は削除または変える。</p> <p>自治は、市民が主体である。市民が自治活動をするとき自らが、計画・実施・検討を行わねばならない。参加・推進・務めますは、行政側の姿勢である。</p>	<p>自治とは、広い意味では、自分のことを自分で処理することであり、熊谷市では、都市を運営していくうえで、広く市民の意見を聞きながら政策決定し、市民との協働により実施していくものと考えています。</p> <p>また、「まちづくり」は、様々な考え方がありますので用語の定義をしました。自治を推し進めながら目的の実現を図るという考え方でこのような表現となっています。</p> <p>この条例は、熊谷市の自治の基本原則であり、市民や市が協働でまちづくりを進めるためのルールと考えています。</p> <p>本案では、参画は参加より深くかかわるという考えが前提になっています。また、市民が主体的にまちづくりに参加するという考えです。</p> <p>市民や市が、まちづくりのために、力をつくすという考え方で「努める」としていますので、ご理解をお願いします。</p>
4	<p>一人ひとりの市民が、地域社会を思うとき、まず、小さな自治組織を考える。それは、直接民主主義が貫徹する組織である。この構成員には個の確立が前提になる。</p> <p>この条例案の前文に、自治の考え方、仕組みを明確にするとし、自治の実現を基本理念とするとしている。</p> <p>この視点に立ってみると、「総則 1 目的」の「自治の推進」は「自治の確立」であろうし、「市民主体のまちづくりを推進」は「市</p>	3と同じ考え方です。

	<p>民主体のまちを創ることにより」となろう。「基本原則 1 市民参加の原則」については、自治はP・D・Cが一体化したものと考えるなら「参加」ではなく「参画」であろう。そうすると「まちづくり」というのは行動、動作であり、この行動の目的は「まち」である。「まちは、市民一人ひとりが主体となってくらす場であって、市は、市民に市政への参画の場と機会・・・」することによって、前文に云う「自治の実現」になるのではなかろうか。</p>	
5	<p>この条例案の前文にある「自治の基本となる考え方や仕組みを明確にすることにより「魅力的な地域社会を築いていく」という視点に立って「基本原則 2 協働の原則、3 情報共有の原則」について考えてみる。</p> <p>「まち」は長い伝統と伝承の中で築かれたもので、市民が主体的にくらす場である。市民の主体的な自覚と意思が重要で、情報の送り手としての行政と受けての市民があり、「協働によりまちづくりを進める」とは異なるのではないか。</p> <p>地域自治のためには、民主的な市政運営は、前提条件であり「推進」ではない。市民は、参画することにより情報を共有できるのであり、市は「情報の収集と公開」を原則とすべきであろう。</p> <p>市民は、「まちづくり」の主体ではなく「まち」の主体である。「まち」は日々の「くらしの場」である。従って、「参加」ではなく「参画」になろう。そして、「よう努めます」という姿勢ではくらせないのではないか。</p>	<p>本市には、個人や団体、NPOなど様々な市民活動グループがあります。市民参加及び開かれた市政運営の推進のためには、市民と市がまちづくりに関する情報を共有することが大切であると考えています。</p> <p>情報の提供については、第16条で市民に分かりやすい方法で提供することを規定しています</p> <p>「参加」「努める」については、3と同じ考え方です。</p>

## 第5章 市長及び職員の責務について

	意見の内容	市の考え方
6	「常に自己研鑽に努め、全体の奉仕者として誠実、」を「市民の奉仕者として、常に自己研鑽に努め、誠実、」とする。	ご意見のように順番を入れ替えます。 職員は、市民だけでなく、広く自治体としての「市」全体の奉仕者と考えています。

## 第6章 参加及び協働について

	意見の内容	市の考え方
7	<p>前文にあるように「市民を主体とした自治の実現」による「魅力的な地域社会」を視点に、市民の参加、協働を考えてみたい。</p> <p>「市民を主体とした自治」は、将に市民が主役である。そうすると「市民及び市は、市民参加及び協働による事業の推進」における事業とは、「自治の実現・地域社会の構築」であろう。</p> <p>ここにいう地域社会は、まず、小さな自治組織が想定できる。具体的には、町内会、地区である。自立した個の集合である自治組織として、直接民主主義が確立し、運営の中でそれが貫徹していること、世話役を直接選挙で選任するような仕組みである。</p> <p>こうして、市民は、自らの地域社会を自主的に構築するのである。そして、市は、このような市民の活動を支援するという立場になろう。</p> <p>地域社会の構成員である市民は、「自治機能をもったまち」を構築し、市民のくらす地域社会とするのである。</p> <p>市民の自治組織は、市民の自主的・自立的な活動であって、市はそれらを支援する立場であり、これらは、市民参加、協働とは違う。市民の行政への関わりが市民の参画であり協働ということになるのではないか。</p>	<p>前文に「市民を主体とした参加と協働による自治の実現を基本理念とした」とあるように、参加と協働は、本条例の根幹となるものです。</p> <p>第15条コミュニティの中では、市民は、自主的に参加し、市は、コミュニティの育成を図り支援しますとしておりますのでご意見の趣旨は含まれるものと考えます。</p>
8	<p>「市長は、審議会等の委員を選任するときは、その委員の一部を公募により選任するよう努めるとともに、男女の均衡や年齢層に配慮して選任するよう努めます。」を「市長は、審議会等の委員を選任するときは、その委員の一部を公募により選任するとともに、男女の均衡や年齢層に配慮して選任する。」とする。</p>	<p>審議会等の設置に当たっては、職務の指定や人数制限があり、例外も想定されるため努めるとしておりますが、ご意見の趣旨は含まれるものと考えます。</p>
9	<p>江南町が熊谷市と合併するに当たって、いろいろと紆余曲折があった。このことは、</p>	<p>この条例は、熊谷市の自治の基本原則を定めるものです。</p>

<p>住民がすんなりと合併することを「良し」としてはいないことを示したものである。行政が、今後、江南の地域特性をどのように生かし、伸ばしていくか、住民が強く、深く見守っている。合併に至る経過の中で、町行政は住民へ、その経緯を情報として伝え、意見交換をして来なかった。合併協の結果だけを情報として流しただけである。</p> <p>江南が町という行政区から熊谷市という広域行政区に組み込まれて、個々の住民に対する行政施策がどのように変わらのか、従来、組み立てられ、伸ばされてきた住民への施策を、どう継承するのか様々な問題が残されている。</p> <p>広域行政区に組み込まれた江南地域にとっては、住民の自治機能を高めることが何よりの課題であろう。それは、地区自治の確立ということになる。そして、この自治機能を持った地区の連合として江南地域自治会連合が成立するならば、江南の地域特性を生かした住民の暮らしを守り、広げる地域づくりが可能になろう。</p> <p>国が、法に基づいた地域審議会の設置を提示したのは、合併後の地域構築をどの様にすすめるかということにあった。然ながら、合併協、町および議会は形式的に地域審議会の設置を審議しただけで、審議会の持つべき機能を評価してはいない。</p> <p>先の合併に関する住民投票の結果をみても、住民の意見は多様である。然ながら、審議会委員 15 人以内としながら公募委員は 3 人に過ぎない。公募委員は審議会委員の過半数にすべきである。学識経験者は「アテショク」といわれる場合が多いが、この様な学識経験者が委員として機能するのか極めて疑問なのである。</p>	<p>審議会委員の選任に当たりましては、幅広く意見をいただけるように考えています。よって、公募の委員もその一部としていますのでご理解をお願いします。</p> <p>なお、江南地区のことにつきましては、今回の条例案に対する意見公募とは直接関係ありませんので、回答は差し控えさせていただきます。</p>
---	---

#### その他の事項

意見の内容	市の考え方
-------	-------

10	<p>制定された「熊谷市民憲章」及び現在検討されている「熊谷市自治基本条例（案）」及び既存の各条例との位置付けについて。</p> <p>第2回会議概要の3ページの、市民憲章の位置付けと条例との関係について、委員の質問に対する「回答」について意見があります。</p> <p>（1）「自治基本条例」としては条例の位置付けは明確であるべきだと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>①制定された「熊谷市民憲章」が熊谷市の市民の「理念」「行動目標」であると位置付けをするならば、理念を達成するための「システムづくり」が必要であり、「熊谷市自治基本条例（案）」及び「既存の各条例」の位置付けを明確にしておく必要があると思います。</p> <p>②各条例を体系化し、関連性をもたせないとバラバラな活動になり、「豊かで活力のある地域社会の実現」は早期には達成できないと思うからです。</p> <p>③この位置付けが明確であれば、「自治基本条例」の前文には「熊谷市民憲章」を実現することとの関連が述べられることになると思います。</p> <p>（2）現在そのような取り組みをすることが、時間的にも間に合わないとすれば、今後の課題として長期的に体系化することの方向性を明確に示していただくことでも良いと思います。</p> <p>ただし、マニフェスト的に期限は明確になると良いと思います。</p> <p>①その際の基礎になるのは「理念実現」という観点での各種条例の整理と見直しだと思います。</p> <p>もちろん、直接的に関係しない条例、規定等もあるかと思いますが、将来の行政のためには一気に整理・見直しをすることも必要と思います。</p>	<p>この条例は、熊谷市の自治の基本を定めるものです。</p> <p>ご意見を考慮し、第9章を条例の位置付け等として、他の条例、規則等の制定改廃にあたり、この条例の趣旨を最大限尊重し、誠実に遵守することとしました。</p> <p>また、自治基本条例審議会を設置し、行政運営にこの自治基本条例の精神がいかされて運用されているかを見守っていきます。</p> <p>なお、会議概要は、検討委員会での検討内容を、市民の皆様にお知らせしているものですのでご理解をお願いします。</p>
----	---	---

11	<p>「熊谷のまちづくり」の方向性と具体的活動について</p> <p>(1) 第1回から第3回までの「まちづくり基本条例検討委員会」の会議では「熊谷のまちづくり」の具体的提案があり、大変良い議論をされていると思いました。</p> <p>(2) 「第4回会議」で「熊谷市自治基本条例(案)」の名前に決まった以降は、「条例」の作成ということに重点が移り、大変失礼な言い方で申し訳ありませんが、熊谷市でなくとも他の市町村名でも通用する条例になってしまった印象がして、残念に思います。(議論されたまちづくりの方向性は前文に反映されていると思いますが・・・。ただし、市民憲章との整合についての議論がされておりません。)</p> <p>(3) どのような熊谷市にするかの具体的な議論について、「市がまちづくりの推進体制を整備」し、「市民が地域コミュニティに積極的に参加」することを求めていますが、第1回から第4回で出された意見が具体的にどの委員会に反映されるのかまた、市民の声をどの委員会でいつ聞いていただけるか?すでに制定された「防犯のまちづくり推進条例」との整合性はどうなのか?など企画段階からのいろいろな意見の収集と整理および体系化が必要と思います。そのためには、「市民参加のまちづくり専門家集団」による「プロジェクト活動」による調査・分析及び具体的実践活動が重要と思います。</p> <p>現在進行中の「総合振興計画」がその具体的「活動内容と計画」であるとすれば、それへの市民の参画の仕方や具体的なコミュニティへの参加の仕方等を早急に体制整備され、市民に情報公開・提案されることを要望いたします。</p>	<p>条例の制定が目的ではなく、この条例を手段として豊かで活力のある熊谷の実現を目指してまちづくりを推進します。</p> <p>要望の総合振興計画については、昨年度市民委員会により議論された内容が、ホームページで公開されております。</p> <p>また、8月1日から31日の間、意見公募手続きも実施したところです。</p>
----	--	---